

2017年12月19日

外務大臣 河野太郎 様

慰安婦の真実国民運動  
代表 加瀬英明

不当な日本批判を正す学者の会  
会長 田中英道

## 公開書簡

冠省

われわれは、11月中旬、ジュネーブで開催された国連人権理事会の第3サイクルの普遍的・定期的レビュー（UPR）の対日作業部会を傍聴して参りました。その際、われわれとして、同会議の事務局である国連人権高等弁務官事務所が作成した報告書の公正性に対して不満に思った点がありますので、本日付けで、国連人権高等弁務官のプリンス・ゼイドに対して公開書簡を送りましたので、ここに添付いたします。

今回のUPRでは、全体として、岡村善文全権大使をはじめ日本政府代表団が丁寧かつ毅然とした発言をされたことを、われわれとしては頼もしく感じました。また、非常に多くの国々が、日本政府がこの会議のために事前に提出した報告書（複数）の質の高さを称賛しておりました。さらに、多くの発展途上国が、自国の人権問題の解決・向上のためにこれまでに果たした日本政府の支援に対して深い感謝の念を表明しておりました。

このように、今回の日本政府代表団の対応は成功だったと思いますが、他方、日本政府に心掛けていただきたい諸点がございまして、この機会に、お伝え申し上げたいと存じます。日本の国益をしっかりと守っていくという観点から、対応していただければ幸いです。

第1に、UPRにおける各国から寄せられた勧告（recommendations）—むしろ要望というべきかもしれませんが—に対して、「ノー」というべき点については、はっきりと「ノー」と言っていたいただきたいと思っております。今回の対日作業部会では、合計106カ国が発言し、勧告の数は延べ合計218項目でした。国連人権理事会の次回の定例会合、すなわち第37回（2018年2月26日～3月23日）が始まる前までに、218項目について、日本政府としてそれぞれについて、次回の第4サイクルのUPRで受け入れるか否かを判定し、報告書を国連人権理事会に提出する予定と理解いたしております。UPRは、国連加盟各国が、それぞ

れ思い思いに、他国に対して注文を付ける場ですが、勧告に従う義務はありませんので、日本政府が毅然と対応すれば、問題ないと思います。例えば、今回は、非常に多くの国々から死刑制度の廃止が要望されましたが、日本政府団は、非常に丁寧に説明しながらも、決然と要望を拒否しておられました。こういう姿勢が重要だと、われわれは強く感じた次第です。

第2に、「慰安婦問題」の本質は、「性奴隷」(“sexual slavery”)などでは全くなく、「軍専用の公娼制度」(“military-licensed prostitution”)であるということを明確にしていきたいということであります。岡村善文全権大使は、11月14日のクロージング・リマークで、特に慰安婦問題を取り上げ、日本政府が発見した資料の中には、「強制連行」(“forceful abduction”)や「慰安婦総数が20万人」という表現は一切確認できなかったと発言されました。また、「性奴隷」(“sexual slavery”)という表現は不適切であり、2015年12月の「日韓合意」の中でも一切使われていないと明確に発言されました。こうしたことを、国連人権理事会の場で明言されたことを、われわれは高く評価いたします。しかし、他方、全権大使は、この発言の冒頭で、日本政府として、慰安婦問題が多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけたと認識しており、(河野)官房長官談話や歴代首相の手紙などで、元慰安婦に対し、心からのお詫びと反省の気持ちを表してきた、といった趣旨の発言もされました。すなわち、事情を良く知らない人たちにとっては、クロージング・リマークの冒頭と結論部分の趣旨が矛盾しているのではないかと取れるような発言になりました。われわれは、1993年8月の「河野官房長官談話」と1995年8月の「村山総理談話」があるためにこのようなことになってしまうと考えます。換言すれば、「河野官房長官談話」と「村山総理談話」が、日本政府の足枷になっているのではないかとということです。

そこで、第3に、河野太郎外務大臣ご自身が、ご尊父の「河野官房長官談話」を否定されることを、われわれとしては、切に希望する次第でございます。そうすれば、日本政府として、「慰安婦問題」を、「軍専用の公娼制度」(“military-licensed prostitution”)もしくは「戦時における公娼制度」(“wartime-licensed prostitution”)であると、明確に定義できると考えます。日本の国と将来世代のために、大臣が勇氣ある行動を取られることを切に期待いたします。

第4に、日本政府として、非常に有害な1996年の「クマラスワミ報告」の取り下げを、引き続き国連人権理事会に求めていただきたいと思います。われわれはNGOとして、2016年3月から今日に至るまで、国連人権理事会の定例会合の場で、これまでにすでに7回にわたって、極めて多くの事実関係の誤りを含んでいる「クマラスワミ報告」の取り下げと新たな国連特別報告者の任命を繰り返し求めております。ちなみに、この点につきましては、今回の国連人権高等弁務官宛て公開書簡でも求めました。

第5に、韓国側には、2015年12月の日韓政府間合意を弱体化させようとするような動きがありますが、これに対しては、そうした要望を決して受け入れることなく、逆に日韓合意の履行を韓国側に強く迫るようお願いいたします。慰安婦問題は、この日韓合意によ

って最終的かつ不可逆的に解決したわけですが、韓国外務省は、現在、タスクフォースを設置してこの合意の検証作業を進めており、おそらくその関連もあり、康京和外相が近く訪日を希望されていると承知いたしております。

最後に、国連人権関連の諸委員会の委員の日本からの任命については、くれぐれも、愛国者でない人を推薦するというようなことのないように、切にお願いしたいと思います。とりわけ、日本弁護士連合会や西早稲田界限の人権諸団体の方々については、十二分に注意する必要があると、われわれは理解いたしております。ご承知のように、ごく最近まで、女子差別撤廃委員会 (CEDAW) の委員長を務めておられた林陽子弁護士の例がございます。われわれも、国連人権理事会の諸委員会について、委員の出身国が審査対象となる時、当該委員はその作業に関与できない原則があるという点は承知いたしておりますが、同弁護士が女子差別撤廃委員会の委員長を務めていた 2016 年 3 月、皇室典範の問題が持ち上がりました。同委員会は、日本側に提示された最終見解案で、男系男子の皇族のみに皇位継承権が与えられているのは、男女差別に当たるとして、「女子にも皇位継承が可能になるように、皇室典範を改正すべきだ」と勧告しておりました。駐ジュネーブ日本政府代表部の強力な抗議などによって、実際には最終案に盛り込まれることにはなりませんでした。そもそも、わが国の歴史・伝統・文化を全く無視した途方もない要求だと考えます。同弁護士は、現在も引き続き女子差別撤廃委員会の委員の地位にあり、2018 年末に任期が満了するようですが、その後について、どのようにお考えでしょうか。国連人権理事会の委員会の委員は、個人の資格で任命されるわけですが、実際には、国から推薦されることがなければ、任命につながらないものと認識いたしております。

以上の 5 点、ご検討のほどお願い申し上げます。

最後になりましたが、われわれは、就任以来の河野大臣の外交分野におけるご活躍を大変頼もしく感じております。今後とも、日本と将来世代の名誉のためにご活躍されることを期待申し上げます。

早々